

介護老人福祉施設運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 恵仁会が経営する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う事業は、要援護者等を介護して家族が疾病等の理由により、居宅における要援護者等の介護が困難となった場合、要援護者に対し、入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができよう支援する。また、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事務所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 社会福祉法人恵仁会 介護老人福祉施設 古賀の里
- 2 所在地 長崎市古賀町806番地2

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（従来型施設兼務） 1名

管理者は、事業所従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者にこの章の規定を遵守させ指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員（ユニット型施設介護支援専門員兼務・従来型施設兼務） 2名

生活相談員は、生活介護計画書に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等を行う。

- (3) 介護支援専門員（ユニット型施設相談員兼務・従来型施設兼務） 2名

入所者の日常生活全般における施設サービス計画書を作成すると共に、サービス担当者会議による担当者からの意見を求め、定期的なサービス計画の見直し及び在宅

復帰に向けて検討を行う。

(4) 介護職員 22名（内パート2名）

介護職員は、入所生活介護の提供に当たり、施設サービス計画に基づき、他の職種とも連携し、入所者の能力に応じた自立支援に努める。

(5) 看護職員 1名

看護職員は介護職員と連携し、健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

(6) 医師「非常勤」（従来型施設兼務） 2名

医師は利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じる。

(7) 管理栄養士（従来型施設兼務） 1名

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、栄養管理業務及び給食調理業務の全般について、その業務にあたる。

(8) 機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(9) 調理員（従来型施設兼務） 7名（内パート3名）

調理員は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、給食調理業務を行う。

(10) その他、必要と認めた職員

（利用定員）

第5条 事業の利用定員は次のとおりとする

(1) ユニット型施設30人

① ユニット数4ユニット

② ユニットの定員 7人定員2ユニット

8人定員2ユニット

（入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 入所生活介護の内容は次のとおりとし、施設が法定代理受領サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

利用料その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

(1) 入浴

(2) 食事

(3) 排泄

- (4) 相談・援助等の生活指導、レクリエーション
- (5) 日常動作訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔衛生の管理

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 ユニット型個室 2, 0 6 6 円／日
- (2) 食 費 1, 4 4 5 円／日
- (3) 日常費用支払代行 月額 1, 0 0 0 円（利用者の希望によって代行した場合）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用にあって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
- (5) 介護報酬に定めのないその他必要物品については実費

3 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第7条 利用者は、入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項について留意するものとする。

- (1) 努めて健康に留意すること。
- (2) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (3) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、入所生活介護の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する入所生活介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備える

ため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害対策においては、防火管理又は火気、消防等などについての責任者を定め消防計画の樹立等の業務を行う。

(感染症対策)

- 第 10 条 事業者は施設において感染症、食中毒の発生予防、またはまん延しないように、対策委員会を設置し、感染症対策体制の徹底に努める。

(事故発生、再発防止のための措置)

- 第 11 条 事業者は施設において事故の発生予防、または再発を防止するために、対策委員会を設置し安全管理体制の徹底に努める。

(身体拘束廃止)

- 第 12 条 事業所はサービス提供にあたり、利用者または他の入所者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、ご家族に十分な理解と同意を得て、関係市町村保険者へ報告書等を提出する。また、身体拘束が行われている場合、解除することを目標に身体拘束廃止委員会において定期的にカンファレンスを行い検討する。

(虐待防止対策)

- 第 13 条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり設けるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会並びに担当者を設置した上で、定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(褥瘡防止対策)

- 第 14 条 事業者は利用者の健康管理に努め、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制に努める。

(その他運営についての留意事項)

- 第 15 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年4月1日に一部変更する。(第4条(4)(9))

平成27年8月1日に一部変更する。(第4条(4)(9))

平成28年7月1日に一部変更する。(第4条(4)(9))

平成30年1月1日に一部変更する。(第4条(4)(9))

平成30年9月1日に一部変更する。(第4条(4)(5)(8)(9))

令和元年10月1日に一部変更する。(第4条(9)、第6条2項(1)(2))

令和3年4月1日に一部変更する。(第4条(4)、第13条、第14条、第15条)

令和3年8月1日に一部変更する。(第4条(4)、第6条2(2))

令和5年11月1日に一部変更する。(第4条(4)(5))

令和6年3月1日に一部変更する。(第13条)

令和6年8月1日に一部変更する。(第6条)